

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部宣男

被告 松崎 参

証 拠 説 明 書 (4)

平成28年3月14日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾



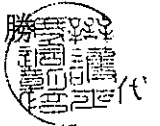
同

高井 信也



同

中島 広



同

永里 桂太郎



同

細 川



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰



甲号証	標目	写/写	作成年月日	作成者	立証趣旨
53	「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」の特許書類	写	平成18年11月6日(申請日)	原告, 干場英弘, 綾部斗清	「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」との名称で, 原告が共同研究者とともに特許申請した事実及び当該特許の内容
54	パンフレット	写	平成23年	板橋区	板橋区がホテル館でのハチの飼育・研究を板橋区の業務として認識していたこと 原告の研究による在来種マルハナバチの繁殖に関する技術について, 板橋区の成果として, 対外的にアピールしてきたこと
55	板橋区事務事業評価表(平成24年度)	写	平成24年	板橋区	板橋区の「No.166 ホテル飼育施設管理運営」の平成23年の人件費を除く事業費について, 3547万7000円の計画であったのに対し実績が3105万3000円で, 442万4000円の減額であり, その主な要因は, 用土, ろ材他消耗品等の経費が453万9000円の減額となったためとされていること。 さらに平成24年の予算が257万9000円の減額となっており, その理由が, ろ材購入の必要が少なくなったためであるとされていること。
56-1	都政新報	写	2005年10月4日	株式会社都政新報社	(外来種であるセイヨウオオマルハナバチの日本の生態系に及ぼす影響や, 日本のトマト農業現場でセイヨウオオマルハナバチが利用されている実態を指摘した上で, 「こういった背景を受け, 板橋区ホテル飼育施設では, 5年ほど前から, 在来種クロマルハナバチ(以下クロマル)に着目している。」「在来種マルハナバチの飼育にも, ホテル同様に力を入れている。」「現在等施設では, 地域差を考え, 在来種のクロマルハナバチ, コマルハナバチ, エゾオオマルハナバチ, エゾコマルハナバチの個体群を所有している。」と報道していること。

56-2	「どうなる？ マルハナバチ」(『食農教育』2006年7月号)	写	2006年7月	原告	<p>セ系い況で生飼共野種飼タきえしと の生態にな施設をの「蔵種のスタきえしと いるにう育技術ナ」武蔵種が安心を努こ ている規制飼ったす。社在生が来種と されこのルっハす。会に王ん在たい 用ナ用のタ培ルま式5月女さでいき 使ハ使「ホでまい株5、な体い でマル、区育種てい今年し、み全 家マ影後橋飼来れい、完成のが、日 農オすし、板ル在入しては、家日 のオぼし、タ、ををしは、農、を 本ウぼし、タ、ををしは、農、を 日ヨ及紹介、ホて力に研園設ト。う イにて受、は、か育同苗育一る環 てを、は、か育同苗育一る環</p>
56-3	日本農業新聞	写	不詳	株式会社 日本農業新聞	<p>野の類は、出報区研究のクロマルに 蔵類は、出報区研究のクロマルに 武蔵種は、出報区研究のクロマルに は武蔵種は、出報区研究のクロマルに 施設は武蔵種は、出報区研究のクロマルに ナバチは、出報区研究のクロマルに 同部研究のクロマルに 綾部は、出報区研究のクロマルに 東京は、出報区研究のクロマルに 『板橋区』は、出報区研究のクロマルに 6年前は、出報区研究のクロマルに ナバチは、出報区研究のクロマルに 飼育と生産技術を確立して、 農業団体や行政と組んで、日本初 の純国内産きた「現在、クロマルの 製品化は武蔵野種苗園(本社・東 京)と石川県の農家に出荷を始 めた。」(原文ママ)</p>
56-4	サンデー毎日	写	2009年9月13日	株式会社 毎日新聞	<p>「東京の『板橋区ホタル飼育施 設』は、ホタル研究の傍ら、6年 前から在来種のクロマルハナバチ (以下クロマル)に着目。飼育と 生産技術を確立して、農業団体や 行政と組んで、日本初の内産きた クロマルの実用化にあつた「現 在、クロマルの製品化は武蔵野 種苗園(本社・東京)と石川県の 農家に出荷を始めた。」(原文 ママ)と報道している。こまも た、綾部さん。ほかに殖せたい ルハナバチを繁殖させたい。板 橋区立エコポリセンターとして、 3-5-970-5001とポセ ホタル館の電話番号を 紹介している</p>

57-1	在来種クロマルハナバチに関する技術指導のお願い	写	平成 25 年 1 月 31 日	日本大学 生物資源生 科学部生 物環境工 学科・准 教授 内 ヶ崎 万蔵	日本大学の教員が、板橋区ホテル館における在来種クロマルハナバチの飼育に関する研究成果に着目し、板橋区区長宛に、技術指導の協力を依頼したこと。
57-2	封筒	写	平成 25 年 1 月 31 日	同上	甲 5 7 の 1 の文書の郵送の際の封筒。宛先の住所は板橋区区役所、宛名は板橋区区長宛と記載され、板橋区の受領印が押されている。
57-3	在来種クロマルハナバチに関する技術指導について	写	平成 25 年 2 月 12 日	板橋区	甲 5 7 の 1 の文書を受けて、板橋区が、公文書により、区として協力すると回答したこと。及び、具体的な日程等の調整については原告と調整するよう指示し、原告の連絡先及び、所管課の担当者名及び電話番号を伝えたこと
58	板橋区ホテル生態環境館による指導依頼について	写	平成 24 年 8 月 28 日	武蔵野美術大学工 芸工業デ ザイン学 科教授 中原俊三 郎 株式会社 イセキ	武蔵野美術大学の教員と株式会社イセキが、板橋区のホテル館における在来種マルハナバチの飼育・研究に着目し、板橋区長宛に、養蜂箱の開発等に関する指導の協力を依頼したこと
59-1	ホテル飼育施設業務実績 (3 月分)	写	平成 27 年 5 月 29 日	板橋区	原告が、業務実績として、毎月のホテル館への来館者、ホテル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、原告が他者からのホテル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25 件の特許権実施料以外にも無償でホテル飼育技術指導を行っていることを認識し、承認していたこと等
59-2	ホテル飼育施設業務実績 (2 月分)	写	平成 27 年 5 月 29 日	同上	同上
59-3	ホテル飼育施設業務実績 (1 月分)	写	平成 27 年 5 月 29 日	同上	同上
59-4	ホテル飼育施設業務実績 (1 2 月分)	写	平成 27 年 5 月 29 日	同上	同上

59-5	ホテル飼育施設業務実績 (11月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が平成19年11月2日～3日に韓国に現地調査に出向いたこと、同月19日にLG電子関係者がホテル館を訪れ、特許権許諾の契約について打ち合わせをしていること、原告はこれを板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと等
59-6	ホテル飼育施設業務実績 (9月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、業務実績として、毎月のホテル館への来館者、ホテル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、原告が他者からのホテル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25件の特許権実施料以外にも無償でホテル飼育技術指導を行っていることを認識し、承認していたこと、大学や民間会社、報道機関等からクロマルハナバチの研究に関しホテル館への訪問実績があり、これを板橋区に報告していること等
59-7	ホテル飼育施設業務実績 (8月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
59-8	ホテル飼育施設業務実績 (7月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
59-9	ホテル飼育施設業務実績 (6月分)	写	平成27年 5月29日	同上	平成19年6月7日にLG電子会長らがホテル館を訪問し、韓国国内でのホテル再生について相談したこと、原告はこれを板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと等
59-10	ホテル飼育施設業務実績 (5月分)	写	平成27年 5月29日	同上	平成19年5月28日にLG電子李社長らが、ホテル館を視察し、韓国ソウルにてホテルの生態水槽設置について相談に来たこと、原告がこれを板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、板橋区は、無償でのホテル技術指導を承認していたこと等

59-11	ホタル飼育施設業務実績 (4月分)	写	平成27年 5月29日	同上	板橋区は、静岡県伊豆市所在の株式会社共立メンテナンスと生態水槽に係る発明の実施に関する契約書を交わし特許権実施料を取得しているが、生態水槽設置を実施したことについて「現地調査・伊豆高原きらの里 ホタル生態水槽設置場所確認(午前11時30分～午後6時)4月2日」と記載されており、ホタル飼育技術指導の書き方は多様であったこと、板橋区はこれを認識し、承認していたこと等
59-12	ホタル飼育施設業務実績 (10月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、業務実績として、毎月のホタル館への来館者、ホタル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、原告が他者からのホタル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25件の特許権実施料以外にも無償でホタル飼育技術指導を行っていることを認識し、承認していたこと等
60-1	ホタル飼育施設業務実績 (3月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、山梨県笛吹市笛吹市矢代支所において、3月28日午前9時～午後5時までホタル技術指導等を行ったこと、原告はこれを報告し、板橋区は内容を確認していたこと、板橋区は、無償でのホタル技術指導を承認していたこと、農林水産省の政務次官等がホタル館におけるクロマルハナバチの飼育・研究に着目して来館していること等
60-2	ホタル飼育施設業務実績 (2月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、山梨県笛吹市において、平成23年2月7日午前7時～午後4時まで、現地で視察指導等を行ったこと、原告はこれを報告し、板橋区は内容を確認していたこと、板橋区は、無償でのホタル技術指導を承認していたこと等
60-3	ホタル飼育施設業務実績 (1月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、業務実績として、毎月のホタル館への来館者、ホタル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、原告が他者からのホタル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25件の特許権実施料以外にも無償でホタル飼育技術指導を行ったことを認識し、承認していたこと等

60-4	ホタル飼育施設業務実績 (12月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-5	ホタル飼育施設業務実績 (11月分)	写	平成27年 5月29日	同上	板橋区エコポリスセンターから職員3名が、「ホタルとクロマルハナバチ」に関する用でホタル館を訪問していること等
60-6	ホタル飼育施設業務実績 (10月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、石川県金沢市村島設計事務所において、平成22年10月18日午前7時～午後20時まで現地でホタル技術指導を行ったこと、原告はこれを報告し、板橋区は内容を確認していたこと、板橋区は、無償でのホタル技術指導を承認していたこと、 原告が、東京都調布深大寺において、平成22年10月16日午前11時～午後2時まで現地でホタル技術指導を行ったこと、原告はこれを報告し、板橋区は内容を確認していたこと、板橋区は、無償でのホタル技術指導を承認していたこと等
60-7	ホタル飼育施設業務実績 (9月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、業務実績として、毎月のホタル館への来館者、ホタル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、原告が他者からのホタル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25件の特許権実施料以外にも無償でホタル飼育技術指導を行っていることを認識し、承認していたこと等
60-8	ホタル飼育施設業務実績 (8月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-9	ホタル飼育施設業務実績 (7月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-10	ホタル飼育施設業務実績 (6月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-11	ホタル飼育施設業務実績 (5月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上

60-12	ホテル飼育施設業務実績 (4月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、三重県伊勢神宮において、平成22年5月11日午前6時～午後4時まで現地でホテル技術指導を現地で行ったこと、原告はこれを報告し、板橋区は内容を確認していたこと、板橋区は無償でのホテル技術指導を承認していたこと等
60-13	ホテル飼育施設業務実績 (3月分)	写	平成27年 5月29日	同上	原告が、業務実績として、毎月のホテル館への来館者、ホテル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、原告が他者からのホテル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25件の特許権実施料以外にも無償でホテル飼育技術指導を行ったことを認識し、承認していたこと、大学や民間会社、報道機関等からクロマルハナバチの研究に関しホテル館への訪問実績があり、これを板橋区に報告していること等
60-14	ホテル飼育施設業務実績 (2月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-15	ホテル飼育施設業務実績 (1月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-16	ホテル飼育施設業務実績 (12月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-17	ホテル飼育施設業務実績 (9月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-18	ホテル飼育施設業務実績 (8月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-19	ホテル飼育施設業務実績 (7月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-20	ホテル飼育施設業務実績 (6月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-21	ホテル飼育施設業務実績 (5月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上
60-22	ホテル飼育施設業務実績 (4月分)	写	平成27年 5月29日	同上	同上

61-1	板橋区ホタル生態環境館業務実績（2月分）	写	平成27年5月29日	板橋区	原告が平成24年2月13日午前10時～午後4時までホタル水路調査に出向いたこと、同月26日午前9時～27日午後3時まで小山町のホタル水路の現地指導を行っていること、これらについて板橋区に報告をし、所長、啓発係長の捺印が押され、板橋区は内容を認識しており、無償で技術指導が行われたことも承認していたこと等
61-2	板橋区ホタル生態環境館業務実績（1月分）	写	平成27年5月29日	板橋区	原告が、業務実績として、毎月のホタル館への来館者、ホタル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を承認していたこと、原告が他者からのホタル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25件の特許権実施料以外にも無償でホタル飼育技術指導を行っていることを認識し、承認していたこと等
61-3	板橋区ホタル生態環境館業務実績（12月分）	写	平成27年5月29日	板橋区	同上
61-4	板橋区ホタル生態環境館業務実績（11月分）	写	平成27年5月29日	板橋区	同上
61-5	板橋区ホタル生態環境館業務実績（10月分）	写	平成27年5月29日	板橋区	同上
61-6	板橋区ホタル生態環境館業務実績（9月分）	写	平成27年5月29日	板橋区	同上
61-7-1	板橋区ホタル生態環境館業務実績（8月分）	写	平成27年5月29日	板橋区	同上
61-7-2	平成23年度イベントブース配置図(案)＜農林水産省7階行動＞	写	平成23年6月頃	農林水産省	農水省から依頼を受けて、平成23年度の農水省夏休みフェアで板橋区ホタル館がホタルとクロマルハナバチを組み合わせた展示を行ったこと、板橋区がハチの飼育も業務として認識し、承認し、積極的に対外的にアピールしてきたこと

61-8	板橋区ホテル生態環境館業務実績（7月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	原告が、業務実績として、毎月のホテル館への来館者、ホテル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、原告が他者からのホテル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25件の特許権実施料以外にも無償でホテル飼育技術指導を行っていることを認識し、承認していたこと等
61-9	板橋区ホテル生態環境館業務実績（6月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	元板橋区職員（資源環境部長で、乙53の事情聴取の対象者）であり、当時板橋区中小企業振興公社の事務局長であった森田氏が、原告にクロマルハナバチの事業化について相談するために、ホテル館に来館していること等
61-10	板橋区ホテル生態環境館業務実績（5月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	原告が、業務実績として、毎月のホテル館への来館者、ホテル飼育技術の現地指導、現地調査等について月ごとに板橋区に報告し、板橋区は内容を確認していたこと、原告が他者からのホテル飼育技術指導に個人的に応じたことはないこと、板橋区は、25件の特許権実施料以外にも無償でホテル飼育技術指導を行ったことを認識し、承認していたこと、大学や民間会社、報道機関等からクロマルハナバチの研究に関しホテル館への訪問実績があり、これを板橋区に報告していること等
61-11	板橋区ホテル生態環境館業務実績（4月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-1	板橋区ホテル生態環境館業務実績（11月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-2	板橋区ホテル生態環境館業務実績（10月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-3	板橋区ホテル生態環境館業務実績（9月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-4	板橋区ホテル生態環境館業務実績（8月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上

62-5	板橋区ホタル生態環境館業務実績（7月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-6	板橋区ホタル生態環境館業務実績（6月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-7	板橋区ホタル生態環境館業務実績（5月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-8	板橋区ホタル生態環境館業務実績（4月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-9	板橋区ホタル生態環境館業務実績（3月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-10	板橋区ホタル生態環境館業務実績（2月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-11	板橋区ホタル生態環境館業務実績（1月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-12	板橋区ホタル生態環境館業務実績（12月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-13	板橋区ホタル生態環境館業務実績（12月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-14	板橋区ホタル生態環境館業務実績（11月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-15	板橋区ホタル生態環境館業務実績（10月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-16	板橋区ホタル生態環境館業務実績（9月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-17	板橋区ホタル生態環境館業務実績（8月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上

62-18	板橋区ホテル生態環境館業務実績（7月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-19	板橋区ホテル生態環境館業務実績（6月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-20	板橋区ホテル生態環境館業務実績（5月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
62-21	板橋区ホテル生態環境館業務実績（4月分）	写	平成27年 5月29日	板橋区	同上
63	陳述書	写	平成27年 12月23日	田原義昭	能登町がクロマルハナバチの飼育販売事業に取り組むにあたり、能登町と板橋区との協力関係が築かれた経緯、原告が板橋区職員として果たしていた役割、能登町におけるクロマルハナバチ事業の内容、さらにはイノリー企画に供給業者が変更になった際の文書についての意味について
64	能登町広報誌	原	平成21年 6月	能登町 広報情報 推進課	能登町広報誌に記載された能登町のクロマルハナバチ飼育・販売事業のスキーム
65	ホテル飼育施設管理日誌（抜粋）	原	平成18年 4月～ 平成20年 3月	原告	能登町及び財団法人能登町ふれあい公社（以下、「ふれあい公社」という。）の職員が、何度もホテル館を訪れていたこと
66	ホテル飼育施設管理日誌（抜粋）	原	平成20年 4月～平 成22年3 月	原告	同上 （なお、平成20年7月29日、夜間公開、反省会に参加するために能登町の持木町長が来館している。）
67	写真	原	平成20年 7月29日	不詳	能登町持木町長がホテル館でのホテルの夜間鑑賞会に来訪し、その後の反省会において板橋区区長と懇談し、固い握手を交わしている状況

68	在来種マルハナバチ飼育繁殖に関する依頼	写	平成 20 年 5 月 1 日	石川県能登町長持木一茂	能登町が、板橋区区長に対する依頼文書。 能登町は、原告のクロマルハナバチに関する研究が板橋区の研究であるとの認識のもと、事業遂行のためには、板橋区の協力をえて、原告の当該研究成果を利用することが不可欠であると申し添えて（文中に「在来種クロマルハナバチ通年安定供給する研究は貴区のみが成功しています。クロマルハナバチ等の商業生産、実用化する上で、板橋区ホテル飼育施設にご協力、お力添え無しには実現できません。」と記載）、能登町からの職員の派遣及び研修等を受け入れてもらいたいと依頼したこと。
69	能登町クロマルハナバチ試験飼育生産に向けての研修会開催について（ご案内）	写	平成 21 年 2 月 9 日	ふれあい公社理事長持木一茂	ふれあい公社が、ホテル館職員宛て文書で、平成 21 年 3 月 8 日に能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設において開催予定の研修会への出席を依頼していること。
70	能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る研修会講師派遣について（依頼）	原	平成 21 年 2 月 17 日	同上	ふれあい公社が、板橋区区長宛て文書で、平成 21 年 3 月 8 日に能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設において開催予定の研修会の講師として原告の派遣を依頼していること。
71	合意書	写	平成 21 年 3 月 6 日	石川県能登町長持木一茂、株式会社武蔵野種苗園	能登町のクロマルハナバチ試験飼育生産事業のために、株式会社武蔵野種苗園が、休眠処理済みの女王蜂を提供する内容の合意書を締結したこと
72	メール	写	平成 21 年 7 月 15 日	石川県能登町ふるさと振興課企画振興係長小川勝則	クロマルハナバチに関連した関係の構築から、先日付において能登町が環境に関するエコポリ協定を締結したいと板橋区に申し入れをしている事実があり、この中でもクロマルハナバチ事業が板橋区に伝えられている事実等
73	地球にやさしく能登町エコプロジェクト	写	不明	石川県能登町	同上

74	板橋区長と能登町における環境問題等に関する協定「板橋区・能登町エコポリス協定」の締結について	写	不明	石川県能登町	同上
75-1	電子メール	写	2009年10月22日	石川県能登町ふるさと課係長小川勝則	<p>板橋区エコポリスセンター岩倉所長が、能登町からのエコポリス協定締結の提案について、能登町小川係長に対し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国産クロマルハナバチに関する業務が本協定の根本であることから、クロマルハナバチに関する業務協定としてはどうでしょうか 2) 互いの小中学校交流を行うなどの環境教育の一環を盛り込んで内容で協定することについては、事業実施に当たり予算がともなう。財源確保が難しい中で、はたして実現できるのだろうか。 3) 板橋区と能登町の間で歴史も浅く、歴史があるとすればクロマルハナバチについて。その他環境に関する歴史が浅い中で、はたして環境に対する業務提携と広く扱うのはいかがなものか <p>との意見を示し、これを受けて、能登町は当初の協定案を改訂していること（甲53の2）。</p>
75-2	「板橋区・能登町エコポリスプロジェクト」と題する書面	写	不詳	石川県能登町	<p>能登町小川係長が、板橋区エコポリスセンター岩倉所長の意見（甲57の1）を受けて、エコポリス協定案を改訂し、「3）板橋区と能登町の歴史」という項目を設けて、能登町が板橋区の支援を受けてクロマルハナバチ飼育生産事業を行っているという関係を明記したこと。</p>
76	ホテル飼育施設管理日誌（抜粋）	原	平成22年4月～平成23年3月	原告	<p>能登町及び財団法人能登町ふれあい公社（以下、「ふれあい公社」という。）の職員が、何度もホテル館を訪れていたこと</p>

77	能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る技術指導の講師派遣について（依頼）	原	平成 22 年 3 月 2 日	ふれあい 公社理事 長持木一 茂	ふれあい公社が、板橋区区长宛て文書で、平成 22 年 3 月 25 日、26 日に能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設において開催予定の技術指導の講師として原告の派遣を依頼していること。
78	国産クロマルハナバチ試験生産技術取得にかかる研修生の受け入れ及び指導について（依頼）	原	平成 22 年 5 月 10 日	石川県能 登町長持 木一茂	能登町が、板橋区区长宛て文書で、平成 22 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 3 ヶ月間、ふれあい公社の職員 2 名を研修生として受け入れ、ホテル館で原告の指導のもとで研修すること依頼していること
79	国産クロマルハナバチ飼育生産技術取得にかかる研修生受け入れ及び指導について（依頼）	原	平成 23 年 3 月 8 日	同上	能登町が、板橋区区长宛て文書で、平成 23 年 3 月 19 日から 3 月 20 日までの 2 日間、財団法人能登町ふれあい公社の職員 2 名を研修生として受け入れ、ホテル館で原告の指導のもとで研修すること依頼していること。
80	陳述書	原	平成 27 年 12 月 25 日	駒野いづ み	イノリー企画の立ち上げの経緯及びイノリー企画がクロマルハナバチ事業に関与することになった経緯及びその際に作成された文書の意味等について
81	要望及び陳述書	写	平成 22 年 12 月 16 日	石川県能 登町長持 木一茂	能登町が補助金を得るために、農林水産大臣宛てにクロマルハナバチ事業についての理解を求めている文書
82	物品販売等許可申請書	写	平成 21 年	イノリー 企画	駒野氏が、平成 21 年のホテル館での夜間鑑賞会で、Tシャツを販売してその収益を板橋区に寄付することを企画し、板橋区の指示のもと、イノリー企画を立ち上げて販売の許可申請をした事実
83	メール	写	平成 23 年 3 月 23 日	原告	原告が能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設所長宛てに送付したメールの内容 当初、板橋区は能登町側に対して、ロイヤリティーとして 500 円/匹の請求を考えていたが、結局、板橋区区长から、徴収しないで、協力するように言われたとの経緯を説明していること。

84	福島県大熊町 長と議長が板 橋区を訪問 (平成 24 年 5 月 11 日)(板 橋区HP)	写	平成 24 年 5 月 21 日	板橋区	板橋区が原告を板橋区ホテル生態 館館長と称していたこと
85	記事	写	平成 23 年 11 月 2 日	北國新聞	能登町のクロマルハナバチ事業が 休止となった事実
86	ホテル生態環 境館の今後の あり方につい て	写	平成 24 年 5 月	板橋区職 員	板橋区区職員が作成し、平成 24 年 5 月 22 日、ホテル館において、 イノリー企画代表者駒野氏らに対 して提示した図面。 「現在」という口に囲まれた図内 の、「支援者」とは、イノリー企画 のことを意味しており、板橋区は、 イノリー企画が、当時、ホテル館に おいて支援者として活動していた 実態を認識していた。 板橋区区職員は、その際、「将来 イメージ」の図のとおり、イノリー 企画にNPO法人を立ち上げてもら い、区が同法人と協定を締結して ホテル館施設を貸し出し、クロマル ハナバチを飼育して販売する事業 の実施を提案した。
87	「陳情添付資 料に伴うバッ クデータ」と 題する書面	写	平成 25 年 末頃	板橋区民	板橋区がホテル再生支援を行って きた件数が約 130 件ののぼること 、特許権実施料を取得するようにな った平成 14 年 1 月以降も、無償 でホテル再生支援を実施した場所 は約 40 件ののぼること、これらに ついて板橋区が認識していたこと
88	陳情添付資料 に伴うバック データ	写	平成 26 年 3 月 7 日	板橋区	甲 87 号証は、板橋区民が板橋区に 陳情書を提出する際、添付されてい たもの、甲 88 号証は板橋区に行政 文書開示請求をしたところ、公文書 として一部黒塗りで開示されたも のであり、板橋区のもとに存在して いたことは明らかであり、板橋区も 知り得たこと
89	板橋区議会議 事録 企画総務委員 会	写	2014 年 4 月 15 日	板橋区	板橋区の企画総務委員会において、 板橋区自身も、板橋区人事課長も、 ホテル再生事業で特許権使用料を 取得した案件が 25 件あることを認 識しており、これらが板橋区の承認 のもとで板橋区の事業として行わ れたことを認識していたこと等

90	派遣依頼文	写	平成 19 年 10 月 31 日	LG 電子 ジャパン 株式会社 代表取締役 李発弘	LG 電子ジャパン株式会社代表取締役李氏が、平成19年10月31日付の依頼文書を、板橋区立エコポリスセンター佐々木所長宛てに送付しており、韓国内の敷地内でのホタル飼育環境調査、助言指導等のため、平成19年11月2日、3日に原告の派遣を依頼していること、ホタル再生事業が板橋区の承認のもとで行われていたこと
91-1	ホタル飼育施設管理日誌 平成 17 年 4 月 ～平成 18 年 3 月	写	平成 17 年 9 月 2 日	原告	LG 電子李副社長他 1 名がホタル館を訪問し、韓国ソウル市内でホタル復活について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、板橋区から承認を受けていること
91-2	ホタル飼育施設管理日誌 I 平成 18 年 4 月 ～平成 20 年 3 月	写	平成 19 年 5 月 28 日	同上	LG 電子李副社長他 1 名がホタル館を訪問し、韓国ソウル市内でヘイケボタルの生態水槽設置につき相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、板橋区から承認を受けていること
91-3	ホタル飼育施設管理日誌 I 平成 18 年 4 月 ～平成 20 年 3 月	写	平成 19 年 11 月 2 日 及び同年 同月 3 日	同上	原告が、早朝点検後に韓国に LG 電子の件で出張していること、原告がこれを板橋区に報告し、板橋区から承認を受けていること
91-4	ホタル飼育施設管理日誌 I 平成 18 年 4 月 ～平成 20 年 3 月	写	平成 19 年 11 月 14 日	同上	平成 19 年 11 月 14 日 2 時 30 分に原告が区長室で坂本区長、森田部長に対し、韓国 LG、マルハナバチについて報告をしていること、これを板橋区の所長、係長が承認していること、板橋区が LG 電子からのホタル再生支援及びマルハナバチ飼育依頼について認識していること

91-5	ホテル飼育施設管理日誌Ⅰ 平成18年4月～平成20年3月	写	平成19年11月19日	同上	LG電子ジャパン蘆部長がホテル館を訪問し、発明に関する契約について話をしていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
91-6	ホテル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成20年12月4日	同上	韓国LG電子李部長他2名がホテル館を訪問し、ヘイケボタルの飼育について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
91-7	ホテル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年4月11日	同上	原告がLG電子ジャパンのホテル再生支援のため、4月11日から13日まで出張したこと、届出済であること、板橋区はこれを承認し、無償支援を認識していること
92-1	ホテル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成16年8月14日	同上	練馬区立立野小学校がホテル館を訪問し、ホテルの取組みについて相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けたこと
92-2	ホテル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成16年8月18日	同上	練馬区立立野小学校斉藤教頭がホテル館を訪問し、校内にホテルビオトープ製作について話をしたこと、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けたこと

92-3	ホタル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成16年10月25日	同上	練馬区立立野小学校がホタル館を訪問し、校内ホタルの流れ計画について話していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けたこと
92-4	ホタル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成16年11月2日	同上	練馬区立立野小学校が訪問し、校内ホタルビオトープについて相談を受けていること、これを板橋区に報告し、承認を受けていること
92-5	ホタル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成16年11月10日	同上	練馬区立立野小学校教頭他1名がホタル館を訪問し校内ビオトープについて相談を受けていること、これを板橋区に報告し、承認を受けていること
92-6	ホタル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成16年11月29日	同上	原告が、練馬区立立野小学校校内ホタル水路状況確認のため、午前9時から11時まで出向いたこと、これを板橋区に報告し、承認を受けていること
92-7	ホタル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成16年12月15日	同上	練馬区立立野小学校教頭先生が生態館を視察し、校内ビオトープについて話していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

92-8	ホタル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成16年12月17日	同上	練馬区立立野小学校教頭先生が生態館を視察し、校内ビオトープについて話していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
92-9	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年11月22日	同上	練馬区立立野小学校近藤氏がホタル館を視察し、ホタルのせせらぎについて話していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
93	ホタル飼育施設管理日誌 平成17年4月～平成18年3月	写	平成18年1月28日	同上	浜松市立有玉小学校小宮教諭がホタル館を訪れ、ホタル生態槽について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
94	ホタル飼育施設管理日誌Ⅰ 平成18年4月～平成20年3月	写	平成18年9月8日	同上	原告が依頼を受けて、午後12時から午後7時まで町田市つくし野ホタル生息地視察に出ていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
95	ホタル飼育施設管理日誌Ⅰ 平成18年4月～平成20年3月	写	平成18年10月16日	同上	原告が依頼を受けて、小山市に午前11時から午後5時まで現地指導に出向いていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

96-1	ホタル飼育施設管理日誌Ⅰ 平成18年4月～平成20年3月	写	平成19年5月2日	同上	戸田市福田医院の福田先生がホタル館を訪問し、ホタル飼育について相談をしていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
96-2	ホタル飼育施設管理日誌Ⅰ 平成18年4月～平成20年3月	写	平成19年6月3日	同上	戸田市福田医院関係者がホタル館を訪問し、ホタル生態について話をしていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
97	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成20年5月26日	同上	横浜市随流院関係者がホタル館を訪れ、ホタル生態について話をしていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
98-1	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成20年11月13日	同上	大田区役所教育委員会事務局総括課長石井一雄他4名、大田区立矢口西小学校長大木氏がホタル館を訪問し、ホタルについて話をしていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
98-2	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成20年12月15日	同上	大田区矢口西小学校関係者がホタル館を訪問し、ホタル生態について相談をしていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

98-3	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成20年12月16日	同上	大田区矢口西小学校関係者がホタル館を訪問し、ホタル生態について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
98-4	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年3月5日	同上	原告が、大田区立矢口西小学校のホタル幼虫放流式に午前10時から参加していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
98-5	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年10月20日	同上	原告が大田区立矢口西小学校ないホタル水路点検指導のため現地に出向いていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
98-6	ホタル飼育施設管理日誌Ⅲ 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年5月18日	同上	大田区立矢口西小学校篠塚ホタルの会会長他6名がホタル館を訪問し、ホタル生態槽について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
98-7	ホタル飼育施設管理日誌Ⅲ 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年6月8日	同上	大田区立矢口西小学校篠塚会長から校内のホタル水路について相談を受けていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

98-8	ホテル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成22年12月1日	同上	原告が大田区立矢口西小学校のせせらぎ点検調査で午前11時から午後2時まで現地に出向していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
99-1	ホテル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年9月4日	同上	伊勢市赤福服部氏がホテル館を訪問し、五十鈴川でのホテル再生について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
99-2	ホテル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年10月4日	同上	原告が依頼を受けて伊勢市を訪問して現地調査に出向していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
99-3	ホテル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年12月22日	同上	伊勢福橋川氏他3名がホテル館を訪れ、伊勢神宮五十鈴川ホテル再生について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
99-4	ホテル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成22年3月8日	同上	原告が伊勢神宮五十鈴川を訪れ、午前7時から午後10時まで作業をしていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

99-5	ホタル飼育施設管理日誌 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年 5月11日	同上	原告が伊勢神宮五十鈴川を訪れ、午前6時から午後4時まで現地指導を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
100-1	ホタル飼育施設管理日誌 I 平成18年4月～平成20年3月	写	平成18年 9月7日	同上	調布市竹本氏他2名がホタル館を訪れ、深大寺池においてホタル飼育の有無について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
100-2	ホタル飼育施設管理日誌 I 平成18年4月～平成20年3月	写	平成19年 1月14日	同上	竹本氏がホタル館を訪問し、深大寺公園内でのホタル再生について相談し、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
100-3	ホタル飼育施設管理日誌 I 平成18年4月～平成20年3月	写	平成19年 2月15日	同上	竹本氏他3名がホタル館を訪問して相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
100-4	ホタル飼育施設管理日誌 I 平成18年4月～平成20年3月	写	平成19年 2月16日	同上	竹本氏他2名がホタル館を訪問して相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

100-5	ホタル飼育施設管理日誌Ⅰ 平成18年4月～平成20年3月	写	平成19年3月14日	同上	竹本氏他2名がホタル館を訪問し、深大寺内のホタルについて相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
100-6	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年10月29日	同上	原告が深大寺を訪問し、ホタル再生について指導していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
100-7	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成22年3月1日	同上	深大寺高槻市がホタル館を訪問し、ホタル水路について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
100-8	ホタル飼育施設管理日誌Ⅲ 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年4月12日	同上	原告が調布深大寺を訪問し、午前9時から午後12時までホタル水路磁場調整を行いホタル再生を指導していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
100-9	ホタル飼育施設管理日誌Ⅲ 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年10月16日	同上	原告が深大寺を訪れ、現地調査を行ったこと、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

110-10	ホタル飼育施設管理日誌Ⅲ 平成22年4月～平成23年3月	写	平成23年2月21日	同上	原告が深大寺を訪れ、午前10時から午後1時までホタル水路の点検を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
101	ホタル飼育施設管理日誌Ⅲ 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年6月27日	同上	原告が依頼を受けて千葉県佐倉市を訪問し、午前10時から午後3時まで現地で作業を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
102-1	ホタル飼育施設管理日誌Ⅲ 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年7月1日	同上	原告が依頼を受けて石川県金沢市の村島邸を訪問し、午前8時から午後10時まで作業をしていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
102-2	ホタル飼育施設管理日誌Ⅲ 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年10月18日	同上	原告が依頼を受けて石川県金沢市村島宅を訪問し、ホタル水路調査を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
103-1	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年3月22日	同上	山梨県笛吹市ホタル愛好会22名等がホタル館を訪問し、ホタル生態学習を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

103-2	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年10月12日	同上	原告が依頼を受けて、山梨県笛吹市を訪問し、既存のホタル水路について現地指導を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
103-3	ホタル飼育施設管理日誌 平成22年4月～平成23年3月	写	平成22年9月10日	同上	山梨県笛吹市から13名がホタル館を訪問し、1kmホタル水路について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
103-4	ホタル飼育施設管理日誌 平成22年4月～平成23年3月	写	平成23年2月7日	同上	原告が依頼を受けて山梨県笛吹市を訪問し、午前7時から午後4時まで萩野市長他16名とホタル水路について会談し、現地指導を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
103-5	ホタル飼育施設管理日誌 平成22年4月～平成23年3月	写	平成23年3月28日	同上	原告が依頼を受けて山梨県笛吹市矢代支所を訪問し、ホタル再生現地調査を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
104-1	ホタル飼育施設管理日誌Ⅰ 平成18年4月～平成20年3月	写	平成19年5月9日	同上	中央区立城東小学校千葉校長他1名がホタル館を訪問し、ホタルについて相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

104-2	ホテル飼育施設管理日誌 I 平成 18 年 4 月 ～平成 20 年 3 月	写	平成 19 年 5 月 10 日	同上	中央区立城東小学校関係者がホテル館を訪問してホテル再生について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
104-3	ホテル飼育施設管理日誌 I 平成 18 年 4 月 ～平成 20 年 3 月	写	平成 19 年 5 月 11 日	同上	中央区立城東小学校千葉校長がホテル館を訪問し、校内でのホテル飼育について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
104-4	ホテル飼育施設管理日誌 I 平成 18 年 4 月 ～平成 20 年 3 月	写	平成 19 年 5 月 14 日	同上	中央区立城東小学校千葉校長がホテル館を訪問し、校内でのホテル飼育について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
104-5	ホテル飼育施設管理日誌 II 平成 20 年 4 月 ～平成 22 年 3 月	写	平成 21 年 5 月 2 日	同上	中央区立城東小学校千葉校長他 2 名がホテル館を訪問し、校内でのホテル飼育について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
104-6	ホテル飼育施設管理日誌 II 平成 20 年 4 月 ～平成 22 年 3 月	写	平成 21 年 5 月 9 日	同上	中央区立城東小学校千葉先生他 3 名がホテル館を訪問し、校内でのホテル飼育について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

104-7	ホタル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年7月24日	同上	中央区立城東小学校千葉校長他1名がホタル館を訪問し、校内でのホタル飼育について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
104-8	ホタル飼育施設管理日誌 平成22年4月～平成23年3月	写	平成23年3月5日	同上	原告が、依頼を受けて中央区立城東小学校を訪問し、午後3時から5時までホタル水路の点検を行っていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
105-1	ホタル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成17年2月6日	同上	文京区真珠院関係者がホタル館を訪問し、院内にホタル生態水槽設置について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
105-2	ホタル飼育施設管理日誌 平成17年4月～平成18年3月	写	平成17年11月28日	同上	文京区真珠院関係者がホタル館を訪問し、境内ホタルについて相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
105-3	ホタル飼育施設管理日誌 平成16年4月～平成17年3月	写	平成17年2月20日	同上	文京区真珠院石井氏がホタル館を訪問し、境内のホタル再生について相談していること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること

105-4	ホテル飼育施設管理日誌Ⅱ 平成20年4月～平成22年3月	写	平成21年7月16日	同上	文京区真珠院齊藤氏がホテル館を訪問し、境内のホテルについて相談を受けていること、原告がこれを板橋区に報告し、承認を受けていること
106	同上	写	平成21年10月6日	笛吹市長 荻野正 及び稲山 河の会 河西大蔵	笛吹市長らが板橋区坂本区長宛てに、平成21年10月6日付で、建設中のホテル水路の現地確認、分析等のために原告の派遣を依頼し、依頼文を送付していること、板橋区がこれを認識していたこと
107-1	FAX送付状	写	2007年9月7日	同上	板橋区・川平係長からのFAX文書で、高島養護学校からの見学依頼の件で川平係長とやり取りをしていること、原告が長岡市役所からホテル再生指導の件で感謝状を授与されることにつき、9月27日と連絡しており、長岡市にて無償でホテル指導を行ったことを板橋区は認識していること等
107-2	依頼文	写	平成19年6月28日	長岡市 栃尾支所 長 稲田悟	長岡市栃尾支所長が板橋区エコポリスセンター佐々木所長宛てに、原告からホテル飼育につき指導を受けたことにつき、表彰に推薦したいため、経歴資料の提供依頼をしていること、板橋区は、長岡市にて無償でホテル指導を行ったことを認識していること
108-1	FAX送付状	写	2006年11月16日	板橋区 エコポリ スセン ター 磯野	板橋区・磯野係長からFAX文書にて、原告に対し、奈良国立博物館から派遣依頼があるので、日程を決めて連絡するよう指示していること、板橋区が原告に現地派遣について指示していること
108-2	派遣依頼文	写	平成18年11月14日	奈良国 立博 物館 湯山賢一	奈良国立博物館長が板橋区エコポリスセンター所長宛てに派遣依頼文を送付していること

109	同上	写	平成 18 年 8 月 25 日	つくし野 殿の森 委員 江及 ラ・は んど れっ ど 川 周 男	つくし野殿山市民の森会長が、板橋区エコポリスセンター所長宛てに原告の派遣を希望し、派遣依頼文を送付していること
110	ホテル再生と復活への主要資材の特性	写	2011 年頃	有限会社 ルシオラ	ホテル再生の際に必要な主たる資材の説明、「多機能バイオ用土」「螢殖土」は特許製品であり、ルシオラのみ販売可能であったこと、小山町にこの資料を交付して説明したこと
111	茨城大学サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボニュースレター第 8 号	写	2004 年 12 月	茨城大学 サテ ライ ン ・ ベ ン チ ャ ー ・ ビ ジ ネ ス ・ ラ ボ リ ー	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボトリーが茨城大学大学院理工学研究科に設置された機関であること、そのニュースレターで、「茨城大学でのベンチャー起業化について―(有)ルシオラの場合―」という記事を茨城大学工学部機械工学科稲垣照美氏が寄稿していること、ルシオラが茨城大学で行ってきた特許出願中の成果を活用し、ベンチャー企業として設立されたことが紹介されていること等
112	閉鎖事項全部証明書	写	平成 27 年 3 月 13 日	東京法務 局板橋 出張所 登記室 張井 孝 弘	原告が有限会社ルシオラの役員に就任したことがないこと
113	同上	写	同上	同上	同上
114	履歴事項全部証明書	写	同上	同上	同上
115	行政・研究視察一覧	写	平成 10 年 4 月頃	大平武久	ホテル館に多数の自治体等が視察しに来たこと、静岡県小山町が平成 10 年 4 月 8 日にホテル館を訪問し、ホテル再生について原告に相談したこと
116-1	ホテル生態環境館管理日誌(平成 23 年 9 月 29 日)	写	平成 27 年 5 月 29 日	板橋区	平成 23 年 9 月 29 日、ホテル生態館に小山町長らが視察に訪れ、原告がこれに対応し、町長らに特許権時資料は発生しないことを告げたこと、原告が板橋区にこれを報告しており、所長、係長が捺印し、板橋区は小山町からの依頼を認識、承認していたこと

116-2	ホタル生態環境館管理日誌 (平成23年10月13日)	写	平成27年 5月29日	板橋区	平成23年10月13日、原告が小山町の現地調査に出向いたこと、これを板橋区に報告し、所長、係長が捺印し、原告の対応を認識、承認していたこと
116-3	ホタル飼育施設管理日誌 (平成23年12月26日)	写	平成27年 5月29日	板橋区	平成23年12月26日、小山町部課長8名がホタル館を視察し、小山町でのホタル再生に関して打ち合わせをしたこと、原告がこれを板橋区に報告しており、所長、係長が捺印し、板橋区は小山町からの依頼を認識、承認していたこと
116-4	ホタル飼育施設管理日誌 (平成24年2月13日)	写	平成27年 5月29日	板橋区	平成24年2月13日、小山町町長他4名がホタル館を訪れ、小山町でのホタル再生に関して打ち合わせをしたこと、原告がこれを板橋区に報告しており、所長、係長が捺印し、板橋区は小山町からの依頼を認識、承認していたこと
116-5	ホタル飼育施設管理日誌 (平成24年2月26日)	写	平成27年 5月29日	板橋区	平成24年2月26日、原告が小山町を訪問してホタル飼育技術指導を行ったこと、原告がこれを板橋区に報告し、所長、係長が捺印し、原告の対応を認識、承認していたこと
116-6	ホタル生態環境館管理日誌 (平成24年3月21日)	写	平成27年 5月29日	板橋区	平成24年3月21日、小山町関係者がホタル館を訪れていること、原告がこれを板橋区に報告し、所長、係長が捺印し、原告の対応を認識、承認していたこと
117	写真	写	2012年 10月13日	深田芳恵	原告が小山町を訪れ、ホタル再生の候補箇所を5つ見て回り、水質検査等を実施したこと
118	業務委託契約書	写	平成24年 2月1日	小山町・ 有限会社 ルシオラ	小山町が(有)ルシオラに対して、履行期間を平成24年2月1日から平成24年3月21日とし、委託料659万4000円として、平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託業務を委託したこと
119	平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託事業に伴う職員派遣について(お願い)	写	平成24年 2月3日	小山町	小山町長が平成24年2月26日、27日にホタル再生のための水路整備を目的として、板橋区に対し、原告の派遣を要請したこと、その際「以前から交流のある」として、この事業を実施するためよりも以前からホタル館との交流があることを認めていること
120	業務代理人等通知書	写	平成24年 2月1日	有限会社 ルシオラ	(有)ルシオラが、小山町の要請を受けて、「業務代理人等通知書」を作成し、主任技術者として原告の氏名を記載したこと

121	ホタル飛翔に関する事項 [最低五年間]	写	平成 24 年 5 月 10 日	原告	原告が、小山町からの要請を受けて「ホタル飛翔に関する事項[最低五年間]」を作成し、ホタルの累代飼育のための環境整備の支援を約したこと、原告が小山町に対し、板橋区に無断で特許使用料を免除した事実は存在しないこと
122	訴状	写	平成 26 年 6 月 5 日	原告訴訟 代理人	イノリー企画との「業務提携契約書」については、原告は、訴状において、イノリー企画が武蔵野種苗園の事業を引き継ぐにあたり、対外的な信用上の問題をクリアするためという能登町側の要請を受けて、作成日付を平成 21 年 7 月 1 日に遡って作成した書面であると主張していること、「業務提携契約書」の作成趣旨、経緯を踏まえれば、作成日付が平成 21 年 7 月 1 日であることと、イノリー企画の設立時期（訴状では平成 22 年 7 月）に関する原告の主張、説明は完全に整合するものであり、能登町を騙す犯罪行為を行なったことという評価は成り立ち得ないこと
123	総括質問全文	写	平成 22 年 11 月 1 日	田中やす のり板橋 区議会 議員	平成 22 年 11 月 1 日時点において、板橋区議会において、田中やすのり区議が、ホタルの再生事業に関し、大田区の矢口西小、葛飾区の堀切小、中央区の城東小学校、京都の宇治市植物園、浅霞の滝の根公園、福生のほたる公園などでもホタル再生事業が行われていることを発言しており、これに対して、当時の資源環境部長が「学校や公園にせせらぎをつくり、蛍を飼育することについては今委員がご説明していたように、既に板橋区の蛍飼育技術を用いて、他の自治体とか区内の民間マンションなどでも実績がございます」と回答しており、板橋区がホタル再生事業を板橋区の事業として行っていることを認識していたこと、議会内容での発言でおたこと、板橋区も当該内容を認識しえたこと、なお、矢口西小、堀切小、城東小学校などは無償で行われたところである。

以上